

マイナンバーカードの
出張申請を行ないます
●問い合わせ先 市民課 ☎(248) 1113



※本人確認書類が不足した場合は、本人限定受取郵便での送付ができません。交付の準備ができ次第、申請者へ交付通知書を送付しますので、市民課で受け取ってください。

皆さん、マイナンバーカードを持っていますか。マイナンバーカードは本人確認書類としての利用のほか、令和3年10月20日から健康保険証、令和3年12月20日から新型コロナウイルス接種証明書(電子版)の取得のための利用が始まっています。また運転免許証との一体化が予定されているなど、皆さんの生活の中で活用する機会がますます増えていきます。これに伴い市では、申請がよりしやすいように、2月16日から3月15日の確定申告期間に併せてマイナンバーカードの出張申請を行ないます。この機会にぜひマイナンバーカードを申請してください。

▼マイナンバーカード窓口開設日

| ところ | とき |
|---------------|--|
| 須屋 市民センター | 2月16日、17日、18日、 21日、22日、24日、25日、 28日、3月1日、2日 |
| 泉ヶ丘 市民センター | 2月16日、17日、18日、 21日、22日、24日、25日、 28日、3月1日、2日、3日 |
| 御代志 市民センター | 3月3日、4日、7日、 8日、9日、10日、 11日、14日、15日 |

受付時間は午前8時30分～午後4時45分までです。

POINT
受け取りは
来庁不要



▼持ってくるもの
公的機関発行の顔写真付き本人確認書類1点、健康保険証や年金手帳などの本人確認書類1点、通知カード、住民基本台帳カード(持っている人のみ) ※マイナンバーカードの申請受付は本人のみです。代理人の申請はできませんのでご注意ください。

▼無料で写真撮影を行なっています
マイナンバーカードの普及拡大を目指し、申請書に必要な写真を無料で撮影しています。
▼カードの受け取り方法
市から申請者へ本人限定受取郵便で送付します。

▼受け取り時の注意点

①申請から受け取りまでに、1～2カ月程度かかります。また、申請・受け取りの際の窓口も混雑しますので、時間には余裕をもって、来庁してください。
交付通知書を事前に送付してありますが、内容を確認せずに窓口に来て、受け取りができない場合が多数あります。必ず内容を確認し、必要事項を記入のうえ来庁してください。
②長期で入院中の人や寝たきりなどやむを得ない理由で直接窓口に来ることが困難な人は、代理人の受け取りも可能です。必要書類がありますので、希望する人は、必ず市民課まで事前にお尋ねください。
※仕事や学校などの理由は対象になりませんので、ご注意ください。

作ってみよう
マイナンバーカード



第2弾
マイナンバーカードで
マイナポイント
最大
20,000円分の
マイナポイントがもらえる!

お好きな
キャッシュレス
決済サービスで
使える!

| | | | | |
|---------------------------------|---|--------------------------------|---|---------------------------|
| マイナンバーカードの 新規取得等で 5,000円分 | + | 健康保険証としての 利用申込みで 7,500円分 | + | 公金受取口座の 登録で 7,500円分 |
|---------------------------------|---|--------------------------------|---|---------------------------|

デジタル庁 総務省 厚生労働省
詳しくは マイナポイント 検索 または



メリットいっぱい
マイナンバーカード

- ①本人確認書類になる
携帯電話の契約、会員登録、ライブ会場の入場などに使えます。また、旧姓(旧氏)併記ができます。
- ②健康保険証として使える
同意のもと、医師と服薬履歴などが共有でき、より良い医療が可能になります。手続きをしなくても、限度額を超える自己負担の支払いが不要になります。
- ③オンラインで行政手続
マイナンバーカードを使って確定申告・e-Taxがもっと便利になります。児童手当に関する手続きもオンラインかつワンストップでできます。
- ④マイナポータルで暮らしがもっと便利に
行政機関がもつ自分の情報が確認でき、行政機関からのお知らせが受け取れます。自分の特定健診、薬剤情報、医療通知情報が確認できるようになります。確定申告の医療費控除が簡単にできます。
- ⑤民間のサービスでも使える
オンラインでの住宅ローンの契約や証券口座開設などに使え、書類郵送の手間がかりません。社員証としての利用もできます。

令和3年11月19日に『コロナ克服・新時代開拓のための経済政策』が閣議決定され、令和4年1月1日からマイナポイント第2弾が始まりました。マイナポイント第2弾の対象となる人と特典は次の通りです。

- ①マイナンバーカードを新規取得した人に最大5,000円相当のポイント(マイナンバーカードを既に取得した人のうち、マイナポイント未申込者を含む)
- ②健康保険証としての利用登録を行なった人に7,500円相当のポイント(既に登録した人、利用申し込みを行なった人を含む)
- ③公金受取口座の登録を行なった人に7,500円相当のポイント

このうち現在ポイントが受け取れるのは①のみです。②③については6月の開始を予定しています。詳しくは分かり次第、広報紙やホームページでお知らせします。

●問い合わせ先
企画課企画広報班
☎(248) 1813